

## 【Q 積立金と引当金】

## Q. 引当金とその他の積立金の相違点を教えてください。

A

主な相違点は次のとおりです。

区 分	引 当 金	その他の積立金
典型例	退職給与引当金 徴収不能引当金	人件費積立金 修繕積立金 備品等購入積立金
貸借対照表の計上区分	負債の部	純資産の部
当期繰入／積立額は、事業活動計算書の当期活動増減差額に反映	される	されない
引当／積立の強制か否か	強制	任意
積立資産等の設定	すべき	すべき

## 1 引当金

引当金は、例えば退職金について考えてみると、将来退職時に支払うことが過去の勤務事実から確実に起こると予想され、かつ、その金額も規程により合理的に見積もることができるので、引当金の要件を満たすものとして強制的に負債計上されます。

## 2 その他の積立金

その他の積立金は、将来の特定の目的の支出又は損失に備えるため、理事会の決議に基づき自主的に純資産の中で次期繰越活動増減差額から積立金へ振替するものです。

例えば修繕費については、将来修繕時に支払が起こることは予測できても、それがどのくらいの金額なのかは、固定資産の劣化状況、法人の資金力等様々な要素によって変わってくることとなり、金額自体も合理的に見積もることができず、引当金の要件を満たさないため、計上も強制されません。

しかし、社会福祉法人は一般的に、一般企業と比べると収入金額に対する固定資産の投下金額の比率が著しく大きいという特徴があります。

したがって、固定資産の修繕・買換え等については、長期的な観点から計画的に積み立てておかないと、必要な修繕・買換え等が実施できなかつたり資金繰りが苦しくなったりする恐れがあります。このような観点から、その他の積立金の

積立は強制ではありませんが、計画的に積極的に積立する（同時に積立資産も）ことが望まれます。